

## 隠岐の島町公告第 25 号

### 公募型プロポーザルの執行について

令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務に係るプロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和 7 年 6 月 20 日

隠岐の島町長 池田 高世偉

#### 1. プロポーザルの概要

##### (1) プロポーザルの内容

令和 7 年度隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務に係る提案

##### (2) 対象となる業務名

令和 7 年度隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務

##### (3) 業務の委託期間

機 器 更 新：契約締結日～令和 7 年 12 月 15 日

サービス利用：機器更新完了後～令和 8 年 3 月 31 日まで (※)

※原則として以降 5 年間にわたり、単年度契約を継続して締結するものとする。

#### 2. 提案参加資格

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

##### (1) 参加資格

###### ア 単体企業の場合

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。

(イ) 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(オ) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(カ) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。

- a 親会社と子会社の関係
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係
- c 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- d 前5号と同視し得る資本関係又は人的関係

(キ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク（Pマーク）又はISO/IEC27001に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム

（ISMS）認証を取得していること（業務に必要な範囲の取得を行っていること。）

(ク) 過去5年間で、官公庁（国、都道府県、市町村）において導入実績があり、現在も稼働していること。また、それらの運用・保守業務を行っていること。

#### イ 共同企業体の場合

本プロポーザルは共同企業体による参加を可能とする。

共同企業体での参加に当たっては、上記「ア 単体企業の場合」に掲げる要件を全て満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は2者または3者による自主結成とし、共同企業体協定書を締結しなければならない。ただし、上記「ア 単体企業の場合」の（キ）については、ログ管理を実施する事業者のみの取得でよいものとする。

(ア) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務比率が構成員中最大とすること。）

(イ) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務の比率が下記に準じる事。）

- a 2者の場合 30%以上
- b 3者の場合 20%以上

(ウ) 構成員は共同企業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本業務の提案者として参加していないこと。

### 3. 資格審査

提出された参加表明書が要領に基づき適正と判断した参加申込者には、参加資格の通知をする。

### 4. 提案審査（プレゼンテーション）

参加資格審査の結果、提案審査の参加者として通知を受けた者は、プレゼンテーションにより審査を行う。

### 5. 最優秀案等の選定

審査の結果に基づき、総合的に最も優れた提案者を契約予定者として選定する。

## 6. 手続等

### (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

隠岐の島町役場総務課情報システム係

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

TEL 08512-2-8572（課直通）

FAX 08512-2-6005

E-mail inf-sys@town.okinoshima.shimane.jp

### (2) 提案参加申込み

令和7年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を以下により交付する。

ア 交付期間 令和7年6月20日（金）から7月8日（火）までの間

イ 交付場所 隠岐の島町役場総務課で直接交付を受けるか、隠岐の島町ホームページから入手する。

### (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加表明書を作成し、これを持参、又は郵送すること。なお、郵送の場合は配達証明付書留郵便とし、7月8日（火）午後5時までの必着とする。

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出期限

令和7年7月8日（火）午後5時まで

### (4) 提案書の提出

ア 提出方法

実施要領に基づき提案書等を作成し、これを持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は書留とし、7月28日（月）午後5時までの必着とする。

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出期限

令和7年7月28日（月）午後5時まで

### (5) 審査結果及び契約予定者の通知

令和7年8月4日（月）に通知する。

## 7. 契約の締結

契約予定者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、審査で順位付を行った上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

#### 8. その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、別途「実施要領」によるものとする。